

議案第2号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新たに生じた土地について、次のとおり町の区域に編入する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積（平方メートル）
惣開町	新居浜市惣開町乙1番23、乙31番13、 乙31番21、乙701番、乙709番1 及び乙709番2の地先公有水面埋立地	42,826.13

提案理由

新たに生じた土地について、町の区域に編入するため、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

[市町村内の町又は字の区域]

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2、3 （省 略）

参 考

位置図については、議案第1号添付図参照のこと。